

## 第一条（名称）

本会は、『MUTO SHU サポーターズ』（以下本会という）と称する。

## 第二条（目的）

本会は、武藤守生選手のプロテニスプレイヤー活動を支援、応援するとともに、会員相互の交流と親睦を図ることを目的とする。

## 第三条（活動）

本会はその目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 武藤守生選手の選手活動に対する物心両面にわたる支援
2. 選手活動を支援するための寄付金及び会費の募集
3. 武藤守生選手本人と地域社会との交流を図る活動
4. 武藤守生選手激励会などを開催
5. 会員相互の親睦を図る活動
6. その他本会の目的を達成するために必要な活動

## 第四条（会員）

本会の会員は、会の目的に賛同する個人、法人を及び、団体をもって構成する。

## 第五条（入会及び脱退）

1. 入会手続きは、所定の申し込み手続きと会費の納入を必要とする。  
年会費は、法人一口年額1万円、個人一口年額3千円とする。
2. 本会の会計年度は毎年4月1日から3月31日までとし、会費は年会費として月割しない。
3. 会員は、会員本人の申し出により脱退することができる。ただし、既に納入している年会費は返却しない。
4. 会員資格の継続は、支払期日以内に年会費を収めることにより、年度会員継続と認められ、翌年も同じ方法をとる。
5. 年会費とは別に、本会が行う活動に参加する場合、参加負担金が発生することがある。
6. 法人会員は、企業名等、個人会員は個人名を公式HP上に掲載するが、匿名でも可とする。
7. 二十五口以上の法人会員については、武藤守生選手の練習着に協賛社ロゴや企業名を掲出することができる。掲出する期間、位置およびサイズに関しては武藤守生選手と後援会が協議の上、定める。

## 第六条（期間）

本会の期間は、武藤守生選手がプロテニスプレイヤーとして活動する期間とする。

## 第七条（組織・役員）

1. 本会は次の役員を置く  
会長 1名  
副会長 1名  
理事 若干名  
監査 1名
2. 役員は無報酬とする。
3. 役員の選任は役員会にて決定する。

## 第八条（任務）

1. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときは、その職務を代行する。
3. 理事は、本会の運営に参加し、これを推進する。
4. 監査は、本会の会計及び業務執行状況を監査する。

#### 第九条（理事会）

1. 理事会は、理事、監査をもって構成し、会務の執行に必要な全ての事項を審議し決定する。ただし、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。
2. 議事は、出席した役員の3分の2以上をもって決することができる。

#### 第十条（総会）

本会は、役員をもって総会とし、年1回会長が招集して開催する。

1. 総会は役員の過半数の出席がないと開くことができない。
2. 総会の議事は、出席した役員の3分の2以上をもって決することができる。

#### 第十一条（総会の決議事項）

総会では、次の事項を決議する。

1. 事業計画及び収支計画
2. 事業報告及び収支決算
3. 役員の交代
4. 会則の改正
5. その他、会長が特に必要と認める事項

#### 第十二条（会計）

1. 本会の運営資金は、年会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。
2. 会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。  
ただし、設立の初年度のみ設立の日に始まるものとする。

#### 第十三条（事務局）

本会の事務局を次の所在地に置く 福岡県小郡市三沢 4225-379

（附則）この会則は、2025年6月4日から施行する。

## 役員一覧

会長    すえだ 末田    じゅん 順（末田眼科 院長）

副会長   よこお 横尾    まさのり 政則（福岡県議会議員）

理事    なかつがわ 中津川    はるひろ 晴洋（なかつがわ整骨院 院長）

さいとう 齋藤    ひさゆき 久幸（筑後市立病院 理学療法士）

なかむら 中村    ひろき 大樹（㈱ブリヂストン）

むとう 武藤    こういち 浩一（高牟礼テニスチーム 代表）

監査    しまだ 嶋田    あきひと 暁人（小郡商工会青年部）

しまだ 嶋田    ひろふみ 廣文（嶋田税理士事務所 代表）